

平成 24 年 8 月 9 日

再生可能エネルギー固定価格買取制度説明会議事録

1. 日 時 平成 24 年 8 月 9 日（木）14:00～16:10
2. 場 所 全国電力関連産業労働組合総連合 2F B 会議室（港区三田 2-7-13TDS 三田ビル）
3. 出席者 別紙の通り
4. 議 事

(1) 会長挨拶（黒部川電力㈱取締役社長 室崎 純一郎）

お忙しい中、多数お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

当会で同制度の説明会を企画したところ、エネ庁さんより公営さん、小水協さんと合同でやられたらどうかアドバイスをいただき、結果全国の水力関係者が一堂に会するような形になり大変うれしく思っております。

再生可能エネルギー固定価格買取制度は、水力事業に携わるものとして非常に期待しており、また、開発促進のための有効な制度と捉えているが、まだ検討すべきところもあると聞いています。その辺も含め、本日エネ庁の安田補佐に説明をいただけたらと思っています。

水力発電はご存知の通り、純国産エネルギーで太陽光・風力に比べ供給安定性に優れております。水力発電をどんどん開発したいところですが、水利権や他方の規制が多くあるため、買取制度と並行して規制の緩和についてもエネ庁さんに後押ししていただければと思っています。

本日は限られた時間ではありますが、エネ庁さんに直接聞ける滅多に無いチャンスと思っていますので、有効な時間にしていただきたいと思います。

最後に、ご出席の公営企業さん、小水力利用推進協議会さん、並びに講師をお願いしております新エネルギー対策課安田室長補佐さまには大変お忙しい中、ご対応いただきまして誠にありがとうございました。

(2) 制度説明 14:08～15:20

a. 講師ご挨拶（資源エネルギー庁新エネルギー対策課 RPS 室・再生可能エネルギー推進室 安田室長補佐様）

お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

今の部署へは去年の 6 月に環境省から出向で来ている。

水力発電を含め色々な事業者から意見を聞いて、制度を確固たるものにしていきたい。

b. 制度説明時の補足事項

(a)今年度の再生可能エネルギー導入量の予測

全体 250 万 kW

太陽光 10kW 未満：150 万 kW

太陽光 10kW 以上：50 万 kW

風力：38 万 kW

水力 1,000kW 以上：2 万 kW

水力 1,000kW 未満：1 万 kW

バイオマス：9 万 kW

地熱：0kW

(b)制度発足 1 カ月 (7/1～7/31) の設備認定量

全体 56 万 kW

太陽光 10kW 未満：14.4 万 kW (導入量の 10%)

太陽光 10kW 以上：24 万 kW (導入量の 50%)

風力：12 万 kW

水力：10kW (東北圏), 199kW (関東圏), 5kW (中部) =214kW

その他：6 万 kW

(3) 質疑応答 15:20～16:10

(環境関連の企業の方)

Q：既設設備の FIT 制度以降の範囲は RPS 認定を受けているものに限られるか。自家消費は対象とならないのか

A：設置後、20 年間の残余期間があつて、3 万 kW 未満の設備については対象。自家消費であっても設備認定後売電することが可能。

(富山県企業)

Q：以前に補助金を受けている設備で、P 5 の中小水力発電開発費補助金(補助制度導入時)と P30 の中小水力地熱開発費等補助金(近年の補助制度の予算名)は同一のものと考えて買取価格からの控除対象となるのか。

A：後日確認、近年では中小水力地熱開発費等補助金となっているが、補助制度発足当初は中小水力発電開発費補助金と呼ばれていたとすれば、控除対象として考えられる。

Q：P15 で発電設備の内容が具体的に示されるようにするためには、名版等を示せばよいか。

A：理解のとおり

(山梨県企業局)

Q：FIT 制度において、供給開始当初の価格が 20 年間保証される件で、法第 3 条に第 8 項に「物価その他の経済事情で著しい変動がある場合には・・・調達価格を改定することができる」とあるが、例えば 24 円でスタートして途中で価格が経済事情等で途中から価格が引き下げられることがあるのか。

A：基本的には、過去に遡って当時決定した昔の価格を変更することは考えていない。制度の前提には、価格と期間を保証することによって事業性を確保することと新規の参入を促すことがあるので、条文には記されているが使うつもりはない。

Q：新規発電所を FIT 制度で始める場合に、既存にある電力会社との卸供給契約と併せて実施することは可能か。卸供給でありながら新しい買取価格で買っていただくことは可能か。

A：一つの電源で、ある期間を卸供給、ある期間を FIT という選択肢は基本的にOKであるがFITの期間は当然短くなる。

例えば、1,000kWの電源を、卸供給に500kW、FITに500kWというケースを考えた場合も電力会社との契約が整うのであれば問題ない。

特定契約は民間対民間の契約であるので、法に抵触しないもので契約が整うのであれば基本的に問題ないものと理解してよい。

(メーカー)

Q：設備認定を受けた設備の電力を電力会社を買わないといったケースがあるのか。

A：場面は限られているがいろいろ。

- ① 特定契約に対して虚偽の申し込みを行った場合や電力の検針に対する協力をしないなど
- ② 電力会社との系統に関して、その系統費用を負担しないなど
- ③ 電力会社の系統に容量がないなど

(愛媛県企業局)

Q：この制度は再生可能エネルギーを増進させるために設けられたものであるのですが、新規および今後の増出力を対象とすることについては理解できるが、既存設備まで遡って対象とすることに対してどう理解すればよいか。

A：法案審議、法成立後においても新規設備を対象とすることで進めていた。

しかし、RPS制度事業をされて方への配慮や既存設備を持つ、風力、バイオマス、水力の企業の方からの既存設備の重要性についての意見が多く寄せられ、これらが政治的な動きになってパブリックコメントをかける際に既存設備の取り扱いを盛り込んだ。

これら既存設備について、電力量は増えないものの、制度活用により安定的に事業が行えることによって、ひいては更新の際の投資に繋がるものと考えている。

パブリックコメントでは、既存設備の以降について、賛成の意見が多く寄せられた。

(山口県企業局)

Q：例えば、今年度中に設備認定と電力会社との接続契約を済ませば、特定契約と供給開始は次年度になっても価格は変わらないのか。

A：理解の通り。

Q：太陽光の余剰買取制度はなくなったとの理解で良いか。

A：法律上はなくなったとの理解でよい。7月1日以前に余剰買取制度を活用していた方々については、7月1日より再エネ特措法による設備となるが、価格や期間については従前の価格と期間を適用するよう定めている。

(三峰川電力)

Q：既存発電所が FIT 対象になるとの事であるが、過去に全面改修したものも対象となるのか。

A：例えば 50 年前に運転開始した発電所が、5 年前に全面更新した場合などは、この 5 年前の全面更新時点を、FIT 制度における供給開始と捉えてよい。

Q：卸供給から FIT への契約変更はどの時点で行うのか。

A：契約の切替については、再エネ事業者からアクションを起こさなければならない。RPS の場合は、電力会社の同意が必要であり、11 月 1 日までに手続きを行っていただきたい。

Q：一つの電源で、PPS と電力会社へ、例えば半分ずつ供給することは可能か。

A：可能である。

(黒部川電力)

Q：既存発電所の改修で得られた差分は対象として理解してよいか。

A：差分も対象と考えているが、その差分をどうやって評価するかまだ整理されていない。

(群馬県企業局)

Q：エネ庁の HP で確認したが、既設設備を切替えたものはものについては、平成 25 年 3 月 31 日までに供給を開始しなければならないとあるが、その年度の FIT 価格を適用されるためと理解してよいか。

A：理解の通りで、11 月 1 日までに申し込んで、順次電力会社との契約が済めば供給開始してかまわない。価格をその年度で決める必要があることと、電力会社に課す RPS 量を年度内に確定させるため年度内供給開始としている。

Q：受給開始する前に設備を少々修正する可能性があって、仮に 3 月 31 日に間に合わなかった場合はどのようなになるか。

A：RPS からの以降に関しては事務的な手続きのみで済むと理解していたが設備的な改修が必要であるならば個別に相談いただきたい。

(東京発電)

Q：設備認定を受ける際に、工事計画届出の写しを添付するよう記載されているが、工事計画届出は、着工の 1 か月前を考えると設備認定時に用意することは無理ではないか。必ずしも工事計画届出が必要ではないと理解しているが良いか。

A：kW をどうやって証明するかを考え、例えば工事計画届としている。工事計画届のない小水力であっても、メーカーの機器番号やパンフレットでもかまわないと理解している。

Q：設備認定時にメンテナンス体制表を提出するよう義務付けているが、設備認定時にメーカーを確定することは難しいと理解しているが。

A：認定の要件であるので、体制は組んでいただく必要がある。

(新潟県企業局)

Q：設備認定の変更認定と変更届出の違いは。

A：設備認定の変更認定については、

- ① 価格適用区分を超える出力変更があった場合
- ② 例えばバイオマス発電の場合で燃料が変更になる場合
- ③ 大幅な出力変更があった場合（20%増）

軽微変更届出

- ① 所有者が変わる
- ② 価格区分内の小幅な出力変更

Q：既設設備の供給開始について3月31日の期限が設けられているが、ある契約において3月31日までの契約期間が設けられている設備があり、4月1日からの供給開始となると大変都合が良いが。

A：3月31日には契約の切り替えをしていただきたい。

(大分県企業局)

Q：新電力との契約のデメリットは。

A：新電力への契約の申し込みは出来る。

接続契約は一般電気事業者に契約をすることになる。

デメリットとしては、新電力の規模にもよるが大きな出力の大きな負荷変動の設備を持ち込むことになると、30分同時同量の原則から契約を断られる可能性がある。

以 上